

社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鋸南町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）の役員等に対する費用弁償の額並びにその支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(費用弁償)

第2条 役員等の費用弁償の額は、別表のとおりとする。

2 関係行政機関及び教育行政機関の職員には支給しない。

3 役員等が会務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。この場合、第1項の費用弁償は行わない。

4 前項の規定により支給する旅費の額及びその支給方法については、協議会職員に支給する旅費の例による。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別 表

区 分	費 用 弁 償 の 額
理 事 監 事 評 議 員 各委員会委員 基本福祉圏役員 小域福祉圏役員 心配ごと相談員	日額 2, 0 0 0 円